明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二八八）　二
○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二八九）　二
○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令（二九〇）　二

〔告　示〕

○原戸籍が滅失した件（**法務**二四二）　四
○水銀に関する水俣条約の附属書Ａの改正に関する件（**外務**三六四）　四
○一部査証の期間限定免除に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三六五）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三六六）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二〇七～一二一一）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二一二～一二一八）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一八三～一八六）　七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一三二）　八
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一三四）　八

〔人事異動〕

内閣　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

財団、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可関係　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（防衛省）

1　一等陸尉以下一等陸曹以上、一等海尉以下一等海曹以上及び一等空尉以下一等空曹以上の自衛官の定年を改めることとした。（別表第九関係）

2　この政令は、令和五年九月三〇日から施行することとした。

◇防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八九号）（防衛省）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五四号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令（政令第二九〇号）（防衛省）

1　法第一八条第六項の規定による納付金の納付の手続等

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「法」という。）第一八条第六項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　装備品等秘密の表示の方法

法第二七条第二項に規定する表示（以下「装備品等秘密表示」という。）は、㈠及び㈡に掲げる区分に応じ、当該㈠及び㈡に定めるところにより行うものとすることとした。

㈠　装備品等秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は装備品等秘密を化体する物件　これらの物の見やすい箇所に、印刷、押印、刻印その他これらに準ずる確実な方法により装備品等秘密表示を行うこととした。

㈡　装備品等秘密を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該装備品等秘密を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、装備品等秘密表示を共に視覚により認識することができるようにすることとした。（第二条関係）